



# 参議院議員 石井みどりNEWS



## 歯科医師・歯科衛生士も 特定保健指導で食生活改善指導（運動指導）を

厚生労働省は29日、特定健診・特定保健指導に関するパブリックコメント（パブコメ）に対する回答を公表した。この中で、歯科医師・歯科衛生士が特定保健指導において一定の役割を果たすことが明らかとなった。

昨年末、来年度から開始される特定健診・特定保健指導に関し、石井は、「食生活改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者」として、歯科医師と歯科衛生士を入れる必要性を訴えてきた。パブコメの募集の中で、日本歯科衛生士会も同様の主張をしてきた。今回の回答では、食生活の改善指導においては、歯科医師及び歯科衛生士を、また、運動指導においては歯科医師を入れることとなった。

石井とパブコメが指摘していたのは、食生活改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者として「看護師、栄養士等であって、内容が別表第1（第2）に定めるもの以上である食生活改善指導（運動指導）担当者研修を受講した者」とあるが、『看護師、栄養士等』と看護師・栄養士以外の誰が「等」に該当するのか明文化されていなかった点。

そこで石井は、日本歯科衛生士会等の要請も受け、歯科医師と歯科衛生士を入れる必要性を厚生労働省に対し説明してきた。そしてこの度の回答によると厚生労働省は通知でこの「等」に「歯科医師」及び「歯科衛生士」が含まれることを明示することになった。

今回の回答の標題は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者」（告示案）に対して寄せられたご意見等について。募集期間は平成19年11月27日から同12月28日だった。

**参議院議員 石井みどり事務所**

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206 FAX：03-5512-2206

e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp HP：http://www.ishii-midori.jp/